

生徒心得

- ・ 本校生徒は質素・清潔を旨とし、公衆道徳を守り、節度ある態度を失わないこと。
- ・ 進路に役立たせるため、いつでも面接に行ける状態とすること。

各自、以下の心得を熟知して波崎高校生としての自覚を持つこと。

1 身なりについて

- (1) 制服 「指定されたものを正しく着装すること。また、制服等を改造しない。」
- ※ 登下校時・校内などの学校活動は、略装も可とする。
 - ※ 式典（始業式、入学式、卒業式、修了式）は、正装とする。
 - ※ 夏季(6月1日～9月30日)に詰襟制服、ジャケットを着用しない。(移行期あり)

① 標準制服Aについて次に示す。

- ア 正装 詰襟制服、ズボン、Yシャツ
制服の中にベスト、セーターの着用を認める。
- イ 略装 詰襟制服、ズボン、Yシャツ (夏季は夏ズボン、Yシャツ)
学校指定のベスト、セーターの着装姿を認める。他のものは認めない。
- ウ 制服の左襟に校章、右襟に学年章を付ける。
- エ ベルトは、黒・茶、幅3cm程度、革・合成皮革の素材とする。なお、網ベルト・布ベルト等を禁止とする。
- オ 靴下は、踝が隠れ、白・紺・黒色の無地(ワンポイント・ツーライン以内)とする。
- カ インナーTシャツは白・黒を基調とし、華美なものは着用しない。
- キ 制服に氏名を記入すること。

② 標準制服Bについて次に示す。

- ア 正装 ジャケット、スカート(スラックス)、ブラウス、リボンまたはネクタイ、
指定紺色ソックス
制服の中にベスト、セーターの着用を認める。
- イ 略装 ジャケット、スカート(スラックス)、ブラウス (夏季は夏スカート(スラックス)、
ブラウス)
学校指定のベスト、セーターの着装姿を認める。他のものは認めない。
- ウ ジャケットの左胸に校章を付ける。
- エ 靴下は、踝が隠れ膝下の丈で、紺・白・黒色の無地(ワンポイント・ツーライン以内)とし、
ルーズソックス等を禁止とする。
防寒用として、タイツの着用を認める。
黒色タイツ(着用時は、ソックスをはかない。40デニール以上のもの)
肌色タイツ(着用時は、ソックスを併用する。)
- オ インナーTシャツは白・黒を基調とし、華美なものは着用しない。
スカート下には、スカートに隠れるスパッツの着用が防犯上望ましい。
- カ 制服に氏名を記入すること。

(2) 頭髪 「頭髪は高校生らしい端正な髪型とする。」

① 標準Aの頭髪について次に示す。

ア 髪の毛の長さは、前髪は前に垂らして眉が、側髪は耳が、後髪は詰襟が隠れないように刈り上げること基準とする。

イ 必要以上の整髪料の使用、染髪・脱色等、パーマ・変形(流行等)の髪型を禁止とする。

ウ 眉を剃ること、額を剃り上げること、髭を伸ばすことを禁止とする。

エ 違反時には改善指導をする。

② 標準Bの頭髪について次に示す。

ア 常に清楚な髪型とし、パーマ・染髪・脱色・エクステンション・変形(流行等)の髪型等を禁止とする。

イ リボンや髪飾り等の装飾品を禁止とする。

ウ 長髪で髪をまとめる場合は、黒・紺・茶の色のゴム・ヒモで結ぶ。

エ 髪を編む場合は、お下げ髪(三つ編み)で過度な編み方(編み込み)を禁止とする。

オ 眉を剃ることを禁止とする。

カ 違反時には改善指導をする。

(3) 履物

① 通学靴は本校指定のものを履く。

② けが等の場合は異装許可願を提出し許可された履き物を使用してもよい。

※【本校指定靴】

ハルタ製 品番：(標準A) No. 6550、(標準B) No. 4505、色・材質：黒合成皮革

(4) かばん

① 本校指定の通学用バックで登下校する。

② 荷物が多い場合は通学用バッグを必携とし、併せて他のかばんの使用を認める。

(5) コート等

① 登下校時に防寒着として、下記のものを冬季着用してもよい。

ア 色は無地の紺・黒・青・灰色のコート、ベンチコート、ウインドブレーカーで、華美でないものとする。

イ 部活動のウインドブレーカーは認める。

ウ マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳あての使用は認める。

(6) 装飾品等

化粧品の使用、マニキュア・ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等の装飾品の着用を禁止とする。

(7) 持ち込み禁止物品について

① 学用品以外のものを校内に持ち込まない。

② 危険物について

ア 銃刀法で規制されている刃物等は持ち込まない。

イ その他、危険物とみられるものは持ち込まない。

③ 音響・通信機器について

ア ヘッドホンステレオ等の音響機器の校内への持ち込み、並びに登下校時の使用を禁止する。

④ その他

ア ゲーム機やカード等の使用・持ち込みを禁止する。

イ 無用の金銭や高価な物品を持ち込まない。

(ア) やむを得ず学校に持ち込まなければならない場合は、担任に預けること。

(イ) 体育や実習の授業時、学校行事等の場合には、担任へ預けること。

ウ マスクは、医療を目的とするため白色が望ましいが他の色・模様でもよい。ファッション性のある華美な色・模様のものは着用しない。

(8) 異装許可願

特別な事由により、異なる服装等になる場合は異装許可願を提出する。

2 登下校について

- (1) 登下校の際は本校指定の制服を着用する。
夏季、冬季については、暑さ対策、防寒対策として期日及び服装を指示します。
- (2) 身分証明書を携帯する。
- (3) 始業前までに余裕を持って登校する。
- (4) 帰宅の時間もできる限り一定にすること。
- (5) 家族以外の車に同乗しない。
- (6) 生徒として好ましくない場所には立ち寄らない。

3 校内生活について

- (1) 登校後の外出・下校について
 - ① 登校後は無断外出や無断早退はしない。
 - ② 早退の場合は手帳に保護者が理由を記入し、生徒が担任に見せ許可を得る。
 - ③ やむを得ない理由で外出する際は必ず担任の許可を得る。
 - ④ 担任に「早退・外出許可証明書」を発行してもらう。
- (2) 授業について
 - ① 授業の前後のあいさつはクラス代表の号令で行う。
 - ② 授業は正しい姿勢で臨み、1時間1時間を大切にすること。
 - ア 授業妨害になるような行為を決して行わないこと。
 - イ 静粛に授業を受けること。
 - ③ 予習復習に励み、授業に集中して受講できるように努力する。
- (3) 教室の使用について
 - ① 教室内の整理整頓を心掛ける。
 - ア ゴミの分別を行うこと。
 - イ 室内を清潔にすること。
 - ② パソコン、机、椅子、清掃用具、ロッカー等の公共物を大切に使用する。
 - ア 器物が破損した場合は速やかに担任へ申し出ること。
 - イ 施設に不具合や危険な個所がある場合は担任へ連絡すること。
 - ウ 机や椅子等は教室外へ持ち出さないこと。
- (4) 校内活動上の注意事項について
 - ① 来訪者、先生に対しては常に礼儀正しく適切な敬語を使用する。
 - ② 職員室等に入室する際は、ノックをし、クラス、氏名、用件を述べる。
 - ③ 先生の伝達、掲示、放送等に常に注意をする。
 - ④ 学校から家庭への通知は必ず保護者へ届ける。
 - ⑤ 上履き、下履きの区別をつける。
 - ⑥ 用もなく職員室、保健室、事務室、用務員室、倉庫等に入入りしない。
 - ⑦ 掲示、放送、宣伝、広告及び印刷物の配布等の行為は先生の許可を得る。
 - ⑧ 生徒の会合で部活動、委員会等の組織に基づいて行うものは顧問に、その他のものは生徒指導部長と特別活動部長に許可を得て開催する。
 - ア 目的、日時、場所、方法等について事前に報告すること。
 - イ 使用場所は担当の先生の許可を得ること。
 - ウ 顧問、もしくは担当の先生の立会いを原則とすること。
 - ⑨ 生徒間は節度を保ち、思慮分別をわきまえ、軽率で慎みを欠くような態度をとらない。
 - ⑩ 怪我、事故等の緊急時の対応について理解しておく。
 - ア 発病した場合は担任・保健室の先生に連絡し指示を仰ぐこと。
 - イ 怪我をした場合は担任・保健室の先生に連絡して応急処置を受けること。
 - ウ 火災や地震等の災害時には先生の指示に従い、秩序を保ちながら、落ち着いて行動すること。
 - エ 不審者を発見した場合は、自らの安全を確保しつつ、直ちに近くの先生に伝えること。

- (5) 清掃について
 - ① 毎日原則として放課後に行う。
 - ② 割り当てられた区域を担当の先生のもと実施する。
 - ③ 終了後は担当の先生の点検を受ける。
 - ④ 定期的には大掃除を実施する。

4 校外生活について

- (1) 家庭において
 - ① 家庭学習の習慣を身につける。
 - ② 家事の手伝いをする。
 - ③ 家族の一員であることを自覚した責任ある行動をとる。
 - ④ 規則正しい生活を送る。
- (2) 外出時について
 - ① 保護者に行先、目的、帰宅時間等を伝えておく。
 - ② 22 時以降の外出はしない。
 - ③ 保護者の承諾を得ず、無断外泊をしない。
- (3) 飲酒、喫煙、薬物等について
 - ① すべて厳禁とする。

5 交通関係について

- (1) 交通安全
 - ① 常に規則を守り、「ゆずり合い・思いやり」の気持ちで交通安全に心掛ける。
 - ② 交通事故に遭遇した場合は最善の措置をとり、直ちに警察、消防、家庭、学校等へ連絡をする。
- (2) 自転車通学
 - ① 自転車で通学希望の場合は「自転車通学許可願」を提出し、許可を得る。
 - ② 交通ルール、マナーを厳守する。
 - ③ 本校の自転車登録ステッカーを必ず貼る。
 - ④ 防犯登録と鍵（2 つ以上）を付ける。
 - ⑤ 自転車点検を受ける。
 - ⑥ 校内の指定場所に駐輪する。
 - ⑦ 任意保険（賠償保険等）に加入をしましょう。
 - ⑧ ヘルメットの着用、自動点滅反射板の装着をしましょう。
- (3) 二輪車
 - 原動機付自転車や自動二輪車の免許取得を禁止する。
- (4) 四輪車
 - ① 四輪車を運転することは認めない。
 - ② 四輪車の免許取得に関しては、免許取得に関する規定に従う。
 - ア 免許取得を希望する場合は、学校主催の「免許取得のための説明会」に保護者と共に出席し、「教習所入所許可願・誓約書」を提出すること。
 - イ 3 学年の 9 月末日になってから教習所への通所をすること。
 - ウ 無許可での入所・取得を禁止とする。
 - エ 免許取得のための遅刻・早退・欠課・欠席はしないこと。ただし、検定時は教程票を担任に見せて許可を得ることができる。
 - オ 考査期間一週間前から期間中の教習を禁止とする。
 - カ 免許取得後、卒業まで運転（原付バイクも含む）することを禁止する。
 - キ 自動二輪車との同時教習を禁止とする。
 - ク 無免許運転、生徒間の同乗、幫助等をしない。

6 アルバイトについて

(1) 許可について

- ① アルバイトは許可制とする。
- ② 家庭の事情で家庭への経済的援助を目的とする場合は、保護者から申し出があり、本人・保護者・担任・学年主任と面談を実施し判断する。
- ③ 特別な事由がある場合、次の事項を審査し、本人・保護者・担任・学年主任と面談を行い判断する。
 - ア アルバイトの職種等が安全であること
 - イ 学校生活の状況(欠席・遅刻・早退が少ない、注意指導がない等)が良好であること
 - ウ 学業成績の基準(成績不振でない、課題提出率が高い等)を満たしている
 - エ 部活動の状況(顧問の承認)が良好であること
- ④ 3年生で後中間考査終了の時期に進路が決定したものから申し出があった場合は本人・担任・学年主任と面談を行い判断する。
- ⑤ 長期休業日のアルバイトについては、職種および勤務時間等を考慮して許可する。
- ⑥ 許可された場合は、「アルバイト許可願」を提出し、許可証の発行を申請する。許可者には、アルバイト許可証を発行する。年度更新とする。
- ⑦ アルバイトに従事する場合は、次の事項を考慮する。
 - ア 学業優先である。
 - イ 就業時間については、21:00 までに帰宅できる時間帯とする。
 - ウ 無理のないよう、週2、3日程度で土日が含まれることが望ましい。
 - エ 職種を考慮した上で従事する。(酒類等を扱う職種については厳禁とする)
 - オ アルバイト中は許可証を携帯する。
 - カ 考査期間一週間前から期間中のアルバイトを禁止とする。
 - キ 危険防止のために家族の送迎が望ましい。
 - ク 報酬については、金融機関への振り込みで、保護者の管理が望ましい。
 - ケ 学校生活、学業成績(成績が落ちる等)、部活動の状況が不良の場合は停止させることもある。

7 携帯電話[スマホ]の校内持ち込みについて

学校内への持ち込みを認めるが使用を禁止とする。

- ① 危機対応、緊急時の対策として、持ち込みを許可しました。
- ② 大切なものなので管理をきちんとして、ルールやマナーをしっかりと守りましょう。
- ③ 校内使用禁止です。敷地内に入る際は必ず電源を切りましょう。
- ④ 平時の保護者連絡は、学校が連絡先となります。

8 タブレットの使用について

- ① 先生の管理下で使用する。
※携帯電話[スマホ]と同様である。

9 ネット上の不適切書込について

- (1) 名前などの特定につながる書込を禁止とする。
- (2) 他人の中傷(悪口等)や電話番号などの詳細な個人情報の書込(飲酒等の問題行動)を禁止とする。
- (3) 授業等学校生活の実況中継等、生徒の本分に反する行為の掲載禁止。
- (4) 違法ダウンロードや著作権侵害・肖像権侵害行為(うけを狙って他人の写真等を掲載)の禁止。
- (5) 他人の個人情報公開(氏名・顔写真・集合写真・学校名・住所・電話番号・アドレス・パスワード等)の禁止
- (6) わいせつな表現・写真・動画・イラスト等の掲載禁止。

10 事故等の報告・連絡・相談

- (1) 事故、事件など、何かあれば担任(または学校、副担、学年主任、部活顧問)に、報告・連絡・相談をする。状況により、本校の「被害届」を担任より学校に提出してもらう。